

正 本

## 要 請 書

平成26年9月4日

〒242-0021 神奈川県大和市中央2丁目1番15号  
パークロード大和ビル5階 大和法律事務所気付  
日本脱カルト協会  
代表理事 西田公昭  
(連絡先 電話 03-3515-6681 FAX03-3515-6682  
事務局長 弁護士 山口貴士 )



〒154-8504 世田谷区世田谷4丁目21番27号  
世田谷区  
区長 保坂展人 殿


〒157-0066 世田谷区成城6丁目2番1号  
世田谷区立砧区民会館 御中

〒155-0033 世田谷区代田6丁目34番13号  
代田区民センター 御中

拝啓、貴区におかれましては、日頃から区民の生活と福祉向上のためのご努力のこと、敬服申し上げます。

さて、貴区管理の会館及びセンターにあって、当会関係者の調査したところによれば、今年5月と6月に「浄土真宗親鸞会」のダミー団体である「歎異抄に学ぶ会」主催の講座等に施設を提供しているところ、当会は、次の通り要請いたします。

ご検討のうえご返事をいただきたくお願い申し上げます。



## 要請の趣旨

- 1 上記団体への施設提供を中止され、また今後なされないようにされたい。
- 2 当日の施設利用者に対し伝えるべく、各会館内に、この事実と、その理由として「『歎異抄に学ぶ会』が『浄土真宗親鸞会』のダミー団体であり参加者に対して真の団体名等を示さず勧誘をしている蓋然性があるから。」と1か月間程度、表示されたい。
- 3 今後、こうした団体の勧誘にわたる危険性のある講座等の施設提供がなされないよう、十分な確認をされたい。

## 要請の理由

- 1 当会は、平成7年11月設立、社会心理学者、聖職者、臨床心理士、弁護士、精神科医、宗教社会学者及びカウンセラーそして「議論ある団体」の元メンバーや家族等から構成されているネットワークです。現在の会員数は170名ほどです。

当会の目的は、破壊的カルトの諸問題、カルトに関わる個人および家族へのカウンセリング経験についての交流およびカルト予防策や社会復帰策等の研究をおこない、その成果を発展・普及させることにあります。

当会は、会報のほか、「こんな勧誘にご用心」というパンフレットを発行して大学などに毎年3-4万枚普及させ、精神科医向けの冊子「こころの健康づくりハンドブック」、カルト予防のためのDVD「幻想のかなたに」、メンバーとなってしまったご家族用のDVD「家族がカルトに入ったとき」なども普及させてきています。また、平成21年2月には書籍「カルトからの脱会と回復のための手引き」を発刊しています。

当会は、これまでの間、会報発行、講座開設などし、諸外国の類似団体とも交流を重ねています。また平成12年以降、国の諸機関に面談し、カルト問題に関してさまざまな要請をし、一部情報交換もしています。

これらのご理解いただくために、会報などその一端を添付いたします。

貴区にあつては、オウム真理教が進出し、未だその後継団体「ひかりの輪」が存在することからも、住民団体らが上記「こんな勧誘にご用心」を毎年、数万枚配布して下さっているなど、区関係者の方々ともども、区をあげてカルト問題につき深い理解をいただけていると、考えてきたところです。

- 2 さて、貴会館らは、地方公共団体である貴区によって設立・管理されている公共施設であり、その世田谷区立区民会館条例第一条によると「教育、文化、産業及び経済の振興を図り、区民の福祉を増進する」との公益を目的として運営されているものです。

宗教団体による公的施設の利用、そこでの宗教活動なり、宗教勧誘を許容すべきかどうかについては、議論と取り扱いが、各自治体や時期によって分かれるところではありましょう。すなわち、憲法20条、第89条の政教分離原則があっても、特定の宗教のみにつき許す・許さないということでない場合はこれに違反しないものとも思われ、しかし一方で広く宗教団体に利用を許容すれば、利用者間や周囲の方々とのトラブルも予想され自治体の姿勢に対して疑義が出てくるだろうことから、迷うところだと思われます。実際、多くの自治体条例において、「管理上支障があるとき」という一般的な記載があるだけで、宗教団体の扱いについては、明記されていません。

しかし、ダミー団体による講演等は、そもそも「使用目的」や「申し込み団体」等の記載が偽りであるという外ないのであり、その結果、特定の宗教団体だと明示しないままに勧誘されるなど具体的な被害が出た場合には、自治体が偽りの勧誘をする宗教団体に対して支援をしたとした政教分離原則に明白に違反したと評価するほかないものと存じます。言い換えれば、かかる偽りをなす団体が公共施設を利用するならば、「管理上の支障」に該たるものでもあります。

よって、かかる場合には、施設利用が許可されるべきものではありません。

- 3 「浄土真宗親鸞会」(以下単に「親鸞会」と言います。)は伝統宗教でもある浄土真宗の一部門ではない独立した一つの宗教団体で、富山県射水市上野1191に所在する宗教団体です。なお、築地本願寺にある「東京親鸞会」とは全く別の団体です。

同団体は、その指導者である高森顕徹氏らの言のみが正しいとする排他的な団体であるのみならず、重要なことには、数十年前から、大学内でダミーサークルを使い、宗教団体などと知らせぬままに勧誘し、個人的な信頼関係と恐怖心を植え付けたうえで入信者を拡大していくという問題行為を、してきております。勧誘手法のマニュアルとして「本会の話はしない」などと記載した「新勧マニュアル」や「必殺育成法の巻」などまで作成・利用されてきました。

そして、一旦入信した場合、これに熱中して学業をおろそかにしてしまうという相談が後を絶たず、メンバーとなった者が燃え尽きるなどして脱会す

るにも叩き込まれた「地獄」の教えから容易になしえないという状況にあり、当協会会員らにも次々と相談があるものです。

近時は、この実態が諸大学には多く知られてしまっており対策が取られつつあることもあって、一般市民、特に高齢者に対して、偽りの勧誘がなされてきたところです。これらのことは、同団体に関しての書籍や諸々のインターネット情報によっても容易に知りえるものです。

- 4 貴会館での、今回の「歎異抄に学ぶ会」主催の講座「親鸞聖人に学ぶ」でもこのことは同様です。成城ホールでは親鸞会と密接に関連する株式会社チューリップ企画制作のアニメ『世界の光親鸞聖人』を使ったうえで講義して、参加者には翌日の「高森顕徹先生の講演会」に誘うなどしています。翌日の代田区民センター会議室では高森氏の講演をインターネットにて中継し、重要なことには、それでも「浄土真宗親鸞会」という宗教団体であることを明らかにしていません。

よって、同団体の勧誘のためのダミー団体の、勧誘のための講座であること明白であり、また公共施設において、参加者に偽っての特定の宗教活動をしたことも明白です。実際に参加者に対して、同宗教団体の行事への勧誘活動が隠された形のままだに、広く深く行われている蓋然性もあるものです。

このことは、下記ネット新聞「やや日刊カルト新聞」の平成 26 年 6 月 23 日記事にても明らかであると存じます。

[http://dailycult.blogspot.jp/2014/06/blog-post\\_23.html](http://dailycult.blogspot.jp/2014/06/blog-post_23.html)

上記の通りの実態です。

これらは、「使用目的」「申込団体名」に偽りを記載し、「管理上の支障がある」形態での利用をした、という外ないものです。かような利用を許すことは、上記条例に違反するのみならず、貴区が偽りの勧誘をする宗教団体に対して支援をしたのであり、憲法 20 条、89 条の政教分離原則に明白に違反したと評価するほかないものと存じます。

- 5 よって、要請の趣旨記載の 3 点のとおり、強く要請します。ご検討のうえご返事をいただきたくお願い申し上げます。

末尾になりましたが、貴区の益々のご発展を祈願いたします。

敬 具